

# 本省相談メモ

平成30年5月

財務省

決裁文書「承諾書の提出について」（平成 26 年 6 月 30 日）の調書の記載「（※H26. 4. 28～H26. 5. 23 本省相談メモ、法律相談結果等参照）」に関し、調査の結果、以下の資料が見つかった。

- 1 . 平成 26 年 5 月 8 日
- 2 . 平成 26 年 5 月 9 日
- 3 . 平成 26 年 5 月 14 日
- 4 . 平成 26 年 5 月 23 日



## 取得等要望相手方への対応について

## 1 事案の概要

近畿財務局が大阪航空局から処分依頼を受けた大阪府豊中市所在の財産について、学校法人森友学園（以下「森友学園」という。）から小学校用地としての取得等要望を受理し、現在、処分等相手方決定のため、審査期間を延長し対応している。しかしながら、大阪府の小学校設置認可に係る手続きが進んでいないことなどから、森友学園に対し早期に必要な資料提出を要請したところ、相手方から審査期間の延長等について要望がなされたことから、対応について検討するもの。

※ 平成25年8月、鴻池祥肇議員（参・自・兵庫）          秘書から近畿財務局への陳情案件。

## 2 対象財産の概要

所在地： 大阪府豊中市野田町1501番  
区分・数量： 土地・8, 770. 43㎡  
会計名： 自動車安全特別会計空港整備勘定  
処分依頼日： 平成25年4月30日  
処分依頼部局： 大阪航空局

※ 審査に際しては、事業の認可権限を有する大阪府の意見を踏まえた事業の実現性、利用計画の妥当性などの審査が必要となるが、大阪府では、森友学園から必要資料の提出がなされないと認可の可能性等についての意見は提出できないとしているため、審査期間（2か月）を延長して対応しているもの。

※ 国有財産近畿地方審議会の付議事案（売払、新規貸付とも2,000㎡以上が対象）。

## 3 経緯

別紙のとおり。

## 4 利用計画

森友学園は、取得等要望時において、平成26年7月に大阪府の私学審議会へ諮問した上で、平成28年4月に私立小学校を開設する計画であったが、今般、森友学園から平成26年7月に大阪府へ設置計画書を提出し、同年12月に私学審議会へ諮問した上で、平成28年4月に私立小学校を開設したいとの要望がなされた。

## 5 相手方の要望

(1) 大阪府の認可については、本年7月に府に設置計画書を提出し12月の大阪府私学審議会に諮問したいと考えているので、審査期間を延長してほしい。

(2) 平成28年4月の開校に向け、開発にかかる協議を地元自治体である豊中市と

急いで行う必要があり、については大阪府が設置計画書を受理した段階で、近畿財務局から豊中市に対して貸付契約の締結を行う旨の書面を提出して欲しい。

- (3) 本件土地について、当初は貸付けを受けて、その後、学校経営が安定する平成34年3月末までには買受けしたい。

## 6 検討

### (1) 審査スケジュールについて

① 大阪府の設置認可に係る審査状況については、大阪府の担当者（私学・大学課）は書類の提出が不十分であり、現状においては審査できる状況にないとの報告を受けている。一方、相手方は本年7月に府に対して設置計画書を提出するとしており、コンサルタントを雇うなど設置認可に係る書類作成作業等を進めている。

また、当方の一般競争入札スケジュールを鑑みると、現状で早期に入札に付すとした場合は、平成27年度の第1回入札となるが、そのためには本年8月末には入札を実施するか否かの決定を行わなければならない。

② 相手方の大阪府への計画書提出時期を踏まえると、8月には設置認可に係る府への計画書提出も終了し、府の判断について確認できる状況になり、また、当方の入札スケジュール上の判断時期を考慮した場合、8月末を審査の最終期限として先方にその旨を伝えることが適当と考えられる。8月末で設置認可に係る見極めができない場合は、審査結果を「不適當」として回答することとする。

なお、入札に関しては、既にいくつかの不動産業者から引き合いがあることから、入札による処分は可能と考えられる。

### (2) 豊中市への証明書の発行について

本地については、国有財産地方審議会への付議対象財産であることから、審議会における答申を得ない段階で、第三者に国の処分意思決定を表明できない。

したがって、先方の望む豊中市に対する近畿財務局からの書面提出は、当方が地方審議会を開催し、審議会より先方への処分の答申を得た上での対応とならざるを得ない。

### (3) 売払いを前提とした貸付けについて

本財産の貸付けについては、財産を所管する大阪航空局から「先方の要望に沿った貸付契約で構わない。」との意向が示されていることから、改めて相手方の利用計画等を確認した上で、本件が売り払いを前提としたもので、公用・公共用又は公益事業の用等に供する場合に該当することから、本省の個別承認により新規貸付を行う方向で対応する。

## 7 対応（案）

以上のことから、先方に対しては、以下のとおり対応することとしたい（回答振

りは別紙2のとおり)。

- (1) 本年8月末までに小学校設置に係る大阪府の認可見込みを証明できる資料を提出して欲しい。なお、期限までに提出できない場合は、要望にかかる実現性がないものとして処理する。
- (2) 国有地を処分する場合、しかるべき内部の手続き(国有財産地方審議会への付議)が必要であり、その手続きを終了しない段階での国の意思決定は行えないので、豊中市に対する文書の提出は、その手続き終了後に行うものとする。
- (3) 売払いを前提とした貸付けについては協力したい。

以上

## 本事案の経緯について

- H25. 6. 3 公用・公共用の取得等要望の受付開始（HP掲載、期限9月2日まで）。
- H25. 8. 13 鴻池祥肇議員[REDACTED]秘書から近畿財務局に電話連絡。  
森友学園が、本件土地について購入するまでの間、貸付けを受けることを希望しており、大阪航空局に直接相談したいとの要請を受ける。
- H25. 8. 21 森友学園籠池理事長が大阪航空局に来局（近畿財務局同席）。  
本件土地について、「学校経営が安定する平成34年3月まで貸付けを受け、その後に購入したい。」との要請を受ける。
- H25. 8. 30 本件について「大阪航空局が貸付けても構わない意向を示していることから、本省承認を得た上で売払いを前提とする貸付けの方向で対応する。」旨、近畿財務局と本省審理室で協議。
- H25. 9. 2 森友学園が本件の取得等要望書を提出。
- H25. 10. 30 大阪府私学・大学課に小学校認可の事前審査状況について照会し、審査できる書類が整っていない状況を確認。認可の可能性についての見極めができないことから、処分相手方決定について審査期間を延長して対応。  
(以降、近畿財務局と本省審理室が連携し対応を続けるが、森友学園の大阪府への小学校設置認可準備が整わない状況が継続。)
- H25. 12. 11 森友学園が大阪航空局に、小学校建築に向けて豊中市との開発協議を行う必要があるとして、豊中市へ提出する「開発許可判定願」に土地所有者としての承諾印押印を要請。  
大阪航空局は、本件の処理方針は未だ決定されていないとして押印を断る。
- H26. 2月～3月 本件の処理について近畿財務局と本省審理室で協議。
- H26. 4. 15 森友学園から、計画している平成28年4月の開校に向けて豊中市との開発協議を急ぐ必要があるため、大阪府私学審議会の結果（大阪府の認可）を契約の停止条件として国有地を先行して貸付けてほしいとの要請があり、近畿財務局は、国有財産地方審議会及び大阪府私学審議会の答申を得る前の契約はできないとして断る。
- H26. 4. 28 近畿財務局から森友学園に対し、資料提出を速やかに行うよう要請したところ、森友学園から、審査期間の延長要望とともに、豊中市との開発協議を急ぐ必要があるため、大阪府が小学校新設に係る設置計画書を受理した段階で、近畿財務局から豊中市に「森友学園と本財産の契約を締結することを証する」旨の書面を提出してもらいたいとの要望がなされる。  
同日の打合せの際に、「平成26年4月25日、安倍昭恵総理夫人を現地に案内し、夫人からは『いい土地ですから、前に進めてください。』とお言葉をいただいた。」との説明を受ける（森友学園籠池理事長と夫人が現地の前で並んで写っている写真を提示して説明）。

## 相手方説明振り

平成26年5月〇日 相手方に、下記内容を伝達。

相手方伝達後、同様の内容を鴻池議員■■■■秘書に連絡する。

### 1. 相手方決定手続きについて

「本件取得等要望書については、平成25年9月2日に要望書を受理し、審査を続けてきましたが、未だ事業計画の実現性等において対外的な説明が可能な資料をいただけておりません。つきましては、4月28日の打合せで、本年7月を目標として大阪府への小学校設置に係る計画書を提出すると伺いましたので、当局の審査をそこまではお待ちいたします。それまでに、資金計画の裏付け、収支計画、スケジュール等の具体的かつ精緻な資料を作成の上、当局に提出願います。7月中に大阪府が設置計画書を正式受理しない場合には、要望にかかる実現性がないものとして入札に移行させていただきます。」

(更問)「なぜその時点で審査を打ち切るのか。」と聞かれた場合。

「本件は取得等要望書を提出いただいた後、入札を待っている買受希望者もいる中で、本来の審査期間を大幅に延長して対応しております。先ほども申し上げましたように、本年7月に設置計画書を大阪府に提出すると伺いましたので、当局の審査をそこまでお待ちするものです。また、来年度に入札するためには、入札の前提作業を開始する必要があり、当該作業スケジュールの関係からも、これ以上審査を先延ばしできないことをご理解ください。」

### 2. 豊中市への証明書の発行について

「当局の事務の流れは、提出された取得等要望書を審査の上、処分等相手方として適当という判断をした後、国有財産地方審議会及び大阪府私学審議会の答申を得て初めて貸付契約ができることとなります。国有財産地方審議会の答申を得た後でなければ、本地を森友学園様に対して貸付けを行う意思決定ができませんので、現段階でご要請の文書を近畿財務局から豊中市に提出することはできません。」

### 3. 売払いを前提とした貸付けについて

「売払いを前提とした貸付けについては協力させていただきたいと考えております。」

### 4. 7月中に大阪府が計画書を受理しない場合、下記内容を伝達。

「(不足している内容を説明)

本件については、当局も審査期間を大幅に延長して対応させていただいたところです。このような状況においては、本件を進めていくことは難しいと考えられますので、要望書については「不適當」の回答を行わせていただきます。理念をお持ちになってご努力されていることは承知しておりますが、本地については、ご縁がなかったということとなります。ご理解をお願いいたします。」

※ 処理方針として期限8月末としているところ、相手方が7月に大阪府へ設置計画書を提出する意向を踏まえて、説明振りは上記のとおりとする。



## 取得等要望相手方への対応について

1 事案の概要

近畿財務局が大阪航空局から処分依頼を受けた大阪府豊中市所在の財産について、昨年9月、学校法人森友学園（以下「森友学園」という。）から私立小学校用地としての取得等要望を受理し、これまで、処分等相手方決定のため、審査期間を延長し対応してきているところ。

現状、大阪府の小学校設置認可に係る手続きが進んでいないことなどから、過日、近畿財務局より森友学園に対し早期に必要な資料提出を要請したところ、相手方から開発行為の手続きの関係もあり、近畿財務局から豊中市に対して貸付契約締結を証する書面の提出要望等がなされたことから、対応について検討するもの。

※ 平成25年8月、鴻池祥肇議員（参・自・兵庫）事務所（          秘書）から近畿財務局への陳情案件。

2 対象財産の概要

所在地： 大阪府豊中市野田町1501番  
区分・数量： 土地・8,770.43㎡  
会計名： 自動車安全特別会計空港整備勘定  
処分依頼日： 平成25年4月30日  
処分依頼部局： 大阪航空局

※ 審査に際しては、事業の認可権限を有する大阪府の意見を踏まえた事業の実現性、利用計画の妥当性などの審査が必要となるが、大阪府では、森友学園から必要資料の提出がなされないと認可の可能性等についての意見は提出できないとしているため、審査期間（2か月）を延長して対応しているもの。

※ 国有財産近畿地方審議会の付議事案（売却、新規貸付とも2,000㎡以上が対象）。

3 経緯

別紙のとおり。

4 森友学園の利用計画

森友学園は、取得等要望時においては、平成26年7月に大阪府の私学審議会へ諮問した上で、平成28年4月に私立小学校の開設を計画し、運営が軌道に乗るまで借受け（平成28年に受け入れた新生が卒業する平成34年3月までを想定）、その後、買受けたいとの意向であった。しかしながら、今般（4月28日）、森友学園から、平成26年7月に大阪府へ設置計画書を提出し、同年12月に私学審議会へ諮問した上で、平成28年4月に私立小学校を開設したいとの要望がなされた。

## 5 相手方の要望

- (1) 大阪府の認可については、本年7月に府に設置計画書を提出し12月の大阪府私学審議会に諮問したいと考えているので、善処願いたい。
- (2) 平成28年4月の開校に向け、開発にかかる協議を地元自治体である豊中市と急いで行う必要がある、については大阪府が設置計画書を受理した段階で、近畿財務局から豊中市に対して貸付契約の締結を行う旨の書面を提出して欲しい。
- (3) 本件土地について、当初は貸付けを受けて、その後、学校経営が安定する平成34年3月末までには買受けしたい。

## 6 検討

### (1) 審査スケジュールについて

- ① 大阪府の設置認可に係る審査状況については、大阪府の担当者（私学・大学課）から「書類の提出が不十分であり、現状においては審査できる状況にない。」との連絡を得ているが、相手方は本年7月に大阪府へ設置計画書を提出するため、コンサルタントを雇うなど書類作成作業等を進めているところ。

これまでも審査期間を延長して対応してきた経緯もあり、また、相手方も書類作成作業を進めていることから、今後、一定程度の審査期間の延長もやむを得ないものとする。

- ② その場合、相手方は本年7月に大阪府へ設置計画書を提出するとしており、当局においても7月末には大阪府の設置認可の判断について確認可能な状況となることから、当局への資料提出期限を7月末とすることが適当と考える。また、今後の入札スケジュール（※）を考慮した場合、8月末を審査の最終期限として対応することが適当と考える。

※ 本財産を入札に移行する場合には、当方の一般競争入札スケジュールを鑑みると、現状で早期に入札に付すとした場合は、平成27年度の第1回入札となるが、そのためには本年8月末には入札を実施するか否かの決定を行わなければならない。

- ③ 仮に、相手方が本年7月に大阪府へ設置計画書を提出しない場合、本財産は1年近く審査期間を延長して対応してきたものであること、また、複数の不動産業者等から引き合いがある財産であることを勘案すれば、いたずらに審査期間を延長することは望ましくないと考えられることから、8月末時点での設置認可に係る見極めが困難と認められる場合には、本件要望については「不適当」とするとの審査結果を伝えることが適当と考える。

### (2) 豊中市への証明書の発行について

本地については、国有財産地方審議会への付議対象財産であることから、審議会における答申を得ない段階で、第三者に国の処分意思決定を表明できない。

したがって、先方の望む豊中市に対する近畿財務局からの書面提出は、当方が

地方審議会を開催し、審議会より先方への処分の答申を得た上での対応とならざるを得ない。

(3) 売払いを前提とした貸付けについて

本財産の貸付けについては、財産を所管する大阪航空局から「先方の要望に沿った貸付契約で構わない。」との意向が示されていることから、改めて相手方の利用計画等を確認した上で、本件が売払いを前提としたもので、公用・公共用又は公益事業の用等に供する場合に該当することから、本省の個別承認により新規貸付を行うことは可能と考える。

7 対応（案）

以上のことから、先方に対しては、以下のとおり対応することとしたい（回答振りは別紙2のとおり）。

- (1) 本年7月中としている大阪府への設置計画書の提出（受理）に併せて、当局への必要な書類提出を求める。期限までに提出できない場合は、要望にかかる実現性がないものとして処理する。
- (2) 国有地を処分する場合、しかるべき内部の手続き（国有財産地方審議会への付議）が必要であり、その手続きを終了しない段階での国の意思決定は行えないため、豊中市に対する文書の提出は、その手続き終了後に行う。
- (3) 売払いを前提とした貸付けについては協力する。

以 上

## 本事業に係る経緯について

- H25. 6. 3 公用・公共用の取得等要望の受付開始（HP掲載、期限9月2日まで）。
- H25. 8. 13 鴻池祥肇議員<sup>■</sup>秘書から近畿財務局に電話連絡。  
森友学園が、本件土地について購入するまでの間、貸付けを受けることを希望しており、大阪航空局に直接相談したいとの要請を受ける。
- H25. 8. 21 森友学園籠池理事長が大阪航空局に来局（近畿財務局同席）。  
本件土地について、「学校経営が安定する平成34年3月まで貸付けを受け、その後に購入したい。」との要請を受ける。
- H25. 8. 30 大阪航空局が貸付けても構わないとの意向を示したことを踏まえ、売払いを前提とした貸付け（本省承認事項）として対応する方向で検討。
- H25. 9. 2 森友学園が本件の取得等要望書を提出。  
※ 大阪府の私学審議会（平成26年7月開催予定）に諮問の上、認可を得て、平成28年4月に私立小学校を開設する構想。また、当初は本件土地の貸付けを受けて、学校経営が安定する平成34年3月末までに買受ける計画。
- H25. 10. 30 大阪府私学・大学課に小学校認可の事前審査状況について照会し、審査できる書類が整っていない状況を確認。認可の可能性についての見極めができないことから、処分相手方決定について審査期間（原則、2か月）を延長して対応せざるを得ないと判断。
- H25. 12. 11 森友学園が大阪航空局に、小学校建築に向けて豊中市との開発協議を行う必要があるとして、豊中市へ提出する「開発許可判定願」に土地所有者としての承諾印押印を要請。  
大阪航空局は、本件の処理方針は未だ決定されていないとして押印を断る。
- H26. 4. 15 森友学園から、計画している平成28年4月の開校に向けて豊中市との開発協議を急ぐ必要があるため、大阪府私学審議会の結果（大阪府の認可）を契約の停止条件として国有地を先行して貸付けてほしいとの要請があり、近畿財務局は、国有財産地方審議会及び大阪府私学審議会の答申を得る前の契約はできないとして断る。
- H26. 4. 28 近畿財務局から森友学園に対し、資料提出を速やかに行うよう要請したところ、森友学園から、①当初計画していた本年7月の大阪府私学審議会への諮問を本年12月に変更したいので、その前提で対応してほしいとの要望とともに、②豊中市との開発協議を急ぐ必要があるため、大阪府が小学校新設に係る設置計画書を受理した段階で、近畿財務局から豊中市に「森友学園と本財産の契約を締結することを証する」旨の書面を提出してもらいたいとの要望あり。  
なお、打合せの際、「本年4月25日、安倍昭恵総理夫人を現地に案内し、夫人からは『いい土地ですから、前に進めてください。』とのお言葉をいただいた。」との発言あり（森友学園籠池理事長と夫人が現地の前で並んで写っている写真を提示）。

相手方説明振り

平成 26 年 5 月〇日 相手方に、下記内容を伝達。

相手方伝達後、同様の内容を鴻池議員■■■■秘書に連絡する。

1. 相手方決定手続きについて

「本件取得等要望書については、平成 25 年 9 月 2 日に要望書を受理し、審査を続けてきましたが、未だ事業計画の実現性等において対外的な説明が可能な資料をいただけておりません。つきましては、4 月 28 日の打合せで、本年 7 月を目標として大阪府への小学校設置に係る計画書を提出すると伺いましたので、当局の審査をそこまではお待ちいたします。それまでに、資金計画の裏付け、収支計画、スケジュール等の具体的かつ精緻な資料を作成の上、当局に提出願います。7 月中に大阪府が設置計画書を正式受理しない場合には、要望にかかる実現性がないものとして入札に移行させていただきます。」

(更問)「なぜその時点で審査を打ち切るのか。」と聞かれた場合。

「本件は取得等要望書を提出いただいた後、入札を待っている買受希望者もいる中で、本来の審査期間を大幅に延長して対応しております。先ほども申し上げましたように、本年 7 月に設置計画書を大阪府に提出すると伺いましたので、当局の審査をそこまでお待ちするものです。また、来年度に入札するためには、入札の前提作業を開始する必要があります。当該作業スケジュールの関係からも、これ以上審査を先延ばしできないことをご理解ください。」

2. 豊中市への証明書の発行について

「当局の事務の流れは、提出された取得等要望書を審査の上、処分等相手方として適当という判断をした後、国有財産地方審議会及び大阪府私学審議会の答申を得て初めて貸付契約ができることとなります。国有財産地方審議会の答申を得た後でなければ、本地を森友学園様に対して貸付けを行う意思決定ができませんので、現段階でご要請の文書を近畿財務局から豊中市に提出することはできません。」

3. 売払いを前提とした貸付けについて

「売払いを前提とした貸付けについては協力させていただきたいと考えております。」

4. 7 月中に大阪府が計画書を受理しない場合、下記内容を伝達。

「(不足している内容を説明)

本件については、当局も審査期間を大幅に延長して対応させていただいたところです。このような状況においては、本件を進めていくことは難しいと考えられますので、要望書については「不適當」の回答を行わせていただきます。理念をお持ちになってご努力されていることは承知しておりますが、本地については、ご縁がなかったということとなります。ご理解をお願いいたします。」

※ 処理方針として期限 8 月末としているところ、相手方が 7 月に大阪府へ設置計画書を提出する意向を踏まえて、説明振りは上記のとおりとする。

## 「学校法人 森友学園」の概要等

### 1 森友学園の概要

#### (1) 運営事業

学校法人森友学園は、塚本幼稚園幼児教育学園（昭和 28 年、大阪府の認可を受けた私立学校法人初の幼稚園）を運営。

#### (2) 理事長

籠池康博氏（別添名刺参照）

同氏は、「日本会議大阪（注）代表・運営委員」を始めとする諸団体に関与している。

（注）日本会議大阪は、全国的な国民運動団体である「日本会議」（美しい日本の再建と誇りある国づくりのために政策提言と国民運動を推進することを目的として設立された任意団体）が平成 9 年に設立されたのに呼応する形で、大阪に根付いたより広汎な国民運動を推進すべく、平成 10 年 6 月に設立された任意団体。

なお、国会においては、日本会議と連携する組織として、超党派による「日本会議国会議員懇談会」が平成 9 年 5 月に設立され、現在、役員には特別顧問として麻生太郎財務大臣、会長に平沼赳夫議員、副会長に安倍晋三総理らが就任。

#### （参考）森友学園への議員等の来訪状況

平成 20 年 11 月 中山成彬議員（衆・維・比例九州）講演会

平成 25 年 9 月 平沼赳夫議員（衆・維・岡山 3 区）講演会

平成 25 年 12 月 日本維新の会女性局（三木圭恵議員、杉田水脈議員、上田小百合議員（いずれも衆・維・比例近畿）等）視察

平成 26 年 4 月 安倍昭恵総理夫人 講演・視察

#### (3) 教育方針・教育内容

本学園の教育方針は、日本人としての礼節を尊び、それに裏打ちされた愛国心と誇りを育てる。教育内容は、毎朝の朝礼において、教育勅語の朗唱、国家「君が代」を斉唱。また、年 1 回「伊勢神宮」へ参拝。

### 2 関連する幼稚園等

(1) 理事長が別途経営する学校法人籠池学園が、開成幼稚園（売却予定）を運営。

(2) 理事長親族（籠池諄子氏）が、社会福祉法人<sup>ちようこくしゃ</sup>鞆国舎高等森友学園保育園を運営。





## 取得等要望相手方への対応について

1 事案の概要

近畿財務局が大阪航空局から処分依頼を受けた大阪府豊中市所在の財産について、昨年9月、学校法人森友学園（以下「森友学園」という。）から私立小学校用地としての取得等要望を受理し、これまで、処分等相手方決定のため、審査期間を延長し対応してきているところ。

現状、大阪府の小学校設置認可に係る手続きが進んでいないことなどから、過日、近畿財務局より森友学園に対し早期に必要な資料提出を要請したところ、相手方から開発行為の手続きの関係もあり、近畿財務局から豊中市に対して貸付契約締結を証する文書の提出要望等がなされたことから、対応について検討するもの。

※ 平成25年8月、鴻池祥肇議員（参・自・兵庫）事務所（          秘書）から近畿財務局への陳情案件。

2 対象財産の概要

所在地： 大阪府豊中市野田町1501番  
区分・数量： 土地・8, 770. 43㎡  
会計名： 自動車安全特別会計空港整備勘定  
処分依頼日： 平成25年4月30日  
処分依頼部局： 大阪航空局

※ 審査に際しては、事業の認可権限を有する大阪府の意見を踏まえた事業の実現性、利用計画の妥当性などの審査が必要となるが、大阪府では、森友学園から必要資料の提出がなされないと認可の可能性等についての意見は提出できないとしているため、審査期間（2か月）を延長して対応しているもの。

※ 国有財産近畿地方審議会の付議事案（売払、新規貸付とも2,000㎡以上が対象）。

3 経緯

別紙のとおり。

4 森友学園の利用計画

森友学園は、取得等要望時においては、平成26年7月に大阪府の私学審議会へ諮問した上で、平成28年4月に私立小学校の開設を計画し、運営が軌道に乗るまで借受け（平成28年に受け入れた新入生が卒業する平成34年3月までを想定）、その後、買受けたいとの意向であった。しかしながら、今般（4月28日）、森友学園から、平成26年7月に大阪府へ設置計画書を提出し、同年12月に私学審議会へ諮問した上で、平成28年4月に私立小学校を開設したいとの要望がなされた。

## 5 相手方の要望

- (1) 大阪府の認可については、本年7月に府に設置計画書を提出し12月の大阪府私学審議会に諮問したいと考えているので、善処願いたい。
- (2) 平成28年4月の開校に向け、開発にかかる協議を地元自治体である豊中市と急いで行う必要がある、については大阪府が設置計画書を受理した段階で、近畿財務局から同市に対して貸付契約の締結を行う旨の文書を提出して欲しい。
- (3) 本件土地について、当初は貸付けを受けて、その後、学校経営が安定する平成34年3月末までには買受けしたい。

## 6 検討

### (1) 審査スケジュールについて

- ① 大阪府の設置認可に係る審査状況については、大阪府の担当者（私学・大学課）から「書類の提出が不十分であり、現状においては審査できる状況にない。」との連絡を得ているが、相手方は本年7月に大阪府へ設置計画書を提出するため、コンサルタントを雇うなど書類作成作業を進めているところ。

これまでも審査期間を延長して対応してきた経緯もあり、また、相手方も書類作成作業を進めていることから、今後、一定程度の審査期間の延長もやむを得ないものとする。

- ② その場合、相手方は本年7月に大阪府へ設置計画書を提出するとしており、当局においても7月末には大阪府の設置認可の判断について確認可能な状況となることから、当局への資料提出期限を7月末とすることが適当と考える。また、今後の入札スケジュール（※）を考慮した場合、8月末を審査の最終期限として対応することが適当と考える。

※ 本財産を入札に移行する場合には、当方の一般競争入札スケジュールを鑑みると、現状で早期に入札に付すとした場合は、平成27年度の第1回入札となるが、そのためには本年8月末には入札を実施するか否かの決定を行わなければならない。

- ③ 仮に、相手方が本年7月に大阪府へ設置計画書を提出しない場合、本財産は1年近く審査期間を延長して対応してきたものであること、また、複数の不動産業者等から引き合いがある財産であることを勘案すれば、いたずらに審査期間を延長することは望ましくないと考えられることから、8月末時点での設置認可に係る見極めが困難と認められる場合には、本件要望については「不適當」との審査結果を伝えることが適当と考える。

### (2) 開発協議に入るための豊中市に対する文書の発出について

豊中市においては、申請者が開発行為（工事施工までを含む）の手続きを行う場合には、同市において定めている土地所有者（本件については近畿財務局でも可）が異議なく承諾する旨の「承諾書」の提出を求めている。

当該承諾書は、土地所有者が工事施工まで承諾していることを前提としたものであるが、本件について工事施工が可能となるのは、国有財産地方審議会における答申を得て、契約を締結した段階であり、それ以前に当局として工事施工を認めるような文書を提出することはできない。

こうした中で、相手方の意向を踏まえ、豊中市に対し、承諾書に代わる文書の発出をもって、開発行為の事前相談・協議等の手続きのみを先行して進めることができないか協議したところ、同市より別途の文書等により対応することはできないとの回答があった。

以上の点から、今回、相手方の要望に沿った形での文書を発出することはできない。

### (3) 売払いを前提とした貸付けについて

本財産の貸付けについては、財産を所管する大阪航空局から「先方の要望に沿った貸付契約で構わない。」との意向が示されていることから、改めて相手方の利用計画等を確認した上で、本件が売り払いを前提としたもので、公用・公共用又は公益事業の用等に供する場合に該当することから、本省の個別承認により新規貸付を行うことは可能と考える。

## 7 対応 (案)

以上のことから、本件に対しては、以下のとおり対応することとしたい（相手方への回答振りは別紙2のとおり）。

(1) 本年7月中としている大阪府への設置計画書の提出（受理）に併せて、当局への必要な書類提出を求める。期限までに提出できない場合は、要望にかかる実現性がないものとして処理する。

(2) 豊中市においては、土地所有者から開発行為等について異議なく同意する旨の承諾書の提出がなければ開発行為の手続きを進めることはできないとしており、当局は契約締結前に工事施工を認めるような承諾書の提出は困難であることから、同市への文書の提出は困難である旨、回答する。

(3) 売払いを前提とした貸付けについては協力する。

以 上



機密性2

2014年5月23日  
1年未満(2014年度末まで)  
国有財産審理室

## 取得等要望相手方への対応について

### 1 事案の概要

近畿財務局が大阪航空局から処分依頼を受けた大阪府豊中市所在の財産について、昨年9月、学校法人森友学園（以下「森友学園」という。）から私立小学校用地としての取得等要望を受理し、これまで、処分等相手方決定のため、審査期間を延長し対応してきているところ。

現状、大阪府の小学校設置認可に係る手続きが進んでいないことなどから、過日、近畿財務局より森友学園に対し早期に必要な資料提出を要請したところ、相手方から開発行為の手続きの関係もあり、近畿財務局から豊中市に対して貸付契約締結を証する文書の提出要望等がなされたことから、対応について検討するもの。

※ 平成25年8月、鴻池祥肇議員（参・自・兵庫）事務所（          秘書）から近畿財務局への陳情案件。

### 2 対象財産の概要

所在地： 大阪府豊中市野田町1501番  
区分・数量： 土地・8,770.43㎡  
会計名： 自動車安全特別会計空港整備勘定  
処分依頼日： 平成25年4月30日  
処分依頼部局： 大阪航空局

※ 審査に際しては、事業の認可権限を有する大阪府の意見を踏まえた事業の実現性、利用計画の妥当性などの審査が必要となるが、大阪府では、森友学園から必要資料の提出がなされないと認可の可能性等についての意見は提出できないとしているため、審査期間（2か月）を延長して対応しているもの。

※ 国有財産近畿地方審議会の付議事案（売却、新規貸付とも2,000㎡以上が対象）。

### 3 経緯

別紙のとおり。

### 4 森友学園の利用計画

森友学園は、取得等要望時においては、平成26年7月に大阪府の私学審議会へ諮問した上で、平成28年4月に私立小学校の開設を計画し、運営が軌道に乗るまで借受け（平成28年に受け入れた新入生が卒業する平成34年3月までを想定）、その後、買受けたいとの意向であった。しかしながら、今般（4月28日）、森友学園から、平成26年7月に大阪府へ設置計画書を提出し、同年12月に私学審議会へ諮問した上で、平成28年4月に私立小学校を開設したいとの要望がなされた。

## 5 相手方の要望

- (1) 大阪府の認可については、本年7月に府に設置計画書を提出し12月の大阪府私学審議会に諮問したいと考えているので、善処願いたい。
- (2) 平成28年4月の開校に向け、開発にかかる協議を地元自治体である豊中市と急いで行う必要がある、については大阪府が設置計画書を受理した段階で、近畿財務局から同市に対して貸付契約の締結を行う旨の文書を提出して欲しい。
- (3) 本件土地について、当初は貸付けを受けて、その後、学校経営が安定する平成34年3月末までには買受けしたい。

## 6 検討

### (1) 審査スケジュールについて

イ 大阪府の設置認可に係る審査状況については、大阪府の担当者（私学・大学課）から「書類の提出が不十分であり、現状においては審査できる状況にない。」との連絡を得ているが、相手方は本年7月に大阪府へ設置計画書を提出するため、コンサルタントを雇うなど書類作成作業等を進めているところ。

これまでも審査期間を延長して対応してきた経緯もあり、また、相手方も書類作成作業を進めていることから、今後、一定程度の審査期間の延長もやむを得ないものとする。

ロ その場合、相手方は本年7月に大阪府へ設置計画書を提出するとしており、当局においても7月末には大阪府の設置認可の判断について確認可能な状況となることから、当局への資料提出期限を7月末とすることが適当と考える。

ハ 相手方は、平成28年4月開校に向けて、大阪府への設置計画書の提出準備、寄付の募集等を行っているが、本件については、工事施工等の関係から、平成26年12月に大阪府の私学審議会への付議がなされなければ、平成28年4月開校は困難となる状況。

以上のことから、当局としては、大阪府が平成26年12月の私学審議会へ付議するためには、同年9月末までに設置計画書の提出が必要としていることを踏まえ、平成26年9月末における相手方の設置計画書の提出状況を見定めた上で、改めて対応を検討することとする。

なお、検討に当たっては、①本財産は1年近く審査期間を延長して対応してきたものであること、また、②複数の不動産業者等から引き合いがある財産であることを踏まえ、改めて相手方の意向を確認した上で、大阪府とも連携し対応することとする。

### (2) 開発協議に入るための豊中市に対する文書の発出について

豊中市においては、申請者が開発行為（工事施工までを含む）の手続きを行う場合には、同市において定めている土地所有者（本件については近畿財務局でも可）が異議なく承諾する旨の「承諾書」の提出を求めている。

当該承諾書は、土地所有者が工事施工まで承諾していることを前提としたものであるが、本件について工事施工が可能となるのは、国有財産近畿地方審議会における答申を得て、契約を締結した段階であり、それ以前に当局として工事施工を認めるような文書を提出することはできない。

こうした中で、相手方の意向を踏まえ、豊中市に対し、承諾書に代わる文書の発出をもって、開発行為の事前相談・協議等の手続きのみを先行して進めることができないか協議したところ、同市より別途の文書により対応することは可能との回答があった。

以上のことから、相手方から要望のあった文書は発出できないものの、開発行為の事前相談・協議等の手続きのみを先行して進めることを承諾する内容の文書を発出することは可能である。

### (3) 売払いを前提とした貸付けについて

本財産の貸付けについては、財産を所管する大阪航空局から「先方の要望に沿った貸付契約で構わない。」との意向が示されていることから、改めて相手方の利用計画等を確認した上で、本件が売り払いを前提としたもので、公用・公共用又は公益事業の用等に供する場合に該当することから、本省の個別承認により新規貸付を行うことは可能と考える。

## 7 対応(案)

以上のことから、本件に対しては、以下のとおり対応することとしたい(相手方への回答振りは別紙2のとおり)。

(1) 本年7月末までに資金計画等の事業の実現性を説明できる資料を相手方から提出させる(補完が必要であれば9月末までに提出させる)。

(2) 開発協議に入るための豊中市に対する文書の発出については、開発行為の事前相談・協議等の手続きのみを先行して進めることを承諾する内容の文書を相手方に提示する。

(3) 売払いを前提とした貸付けについては協力する。

以 上

## 本事業に係る経緯について

- H25. 6. 3 公用・公共用の取得等要望の受付開始（HP掲載、期限9月2日まで）。
- H25. 8. 13 鴻池祥肇議員<sup>■</sup>秘書から近畿財務局に電話連絡。  
森友学園が、本件土地について購入するまでの間、貸付けを受けることを希望しており、大阪航空局に直接相談したいとの要請を受ける。
- H25. 8. 21 森友学園籠池理事長が大阪航空局に来局（近畿財務局同席）。  
本件土地について、「学校経営が安定する平成34年3月まで貸付けを受け、その後に購入したい。」との要請を受ける。
- H25. 8. 30 大阪航空局が貸付けても構わないとの意向を示したことを踏まえ、売払いを前提とした貸付け（本省承認事項）として対応する方向で検討。
- H25. 9. 2 森友学園が本件の取得等要望書を提出。  
※ 大阪府の私学審議会（平成26年7月開催予定）に諮問の上、認可を得て、平成28年4月に私立小学校を開設する構想。また、当初は本件土地の貸付けを受けて、学校経営が安定する平成34年3月末までに買受ける計画。
- H25. 10. 30 大阪府私学・大学課に小学校認可の事前審査状況について照会し、審査できる書類が整っていない状況を確認。認可の可能性についての見極めができないことから、処分相手方決定について審査期間（原則、2か月）を延長して対応せざるを得ないと判断。
- H25. 12. 11 森友学園が大阪航空局に、小学校建築に向けて豊中市との開発協議を行う必要があるとして、豊中市へ提出する「開発許可判定願」に土地所有者としての承諾印押印を要請。  
大阪航空局は、本件の処理方針は未だ決定されていないとして押印を断る。
- H26. 4. 15 森友学園から、計画している平成28年4月の開校に向けて豊中市との開発協議を急ぐ必要があるため、大阪府私学審議会の結果（大阪府の認可）を契約の停止条件として国有地を先行して貸付けてほしいとの要請があり、近畿財務局は、国有財産地方審議会及び大阪府私学審議会の答申を得る前の契約はできないとして断る。
- H26. 4. 28 近畿財務局から森友学園に対し、資料提出を速やかに行うよう要請したところ、森友学園から、①当初計画していた本年7月の大阪府私学審議会への諮問を本年12月に変更したいので、その前提で対応してほしいとの要望とともに、②豊中市との開発協議を急ぐ必要があるため、大阪府が小学校新設に係る設置計画書を受理した段階で、近畿財務局から豊中市に「森友学園と本財産の契約を締結することを証する」旨の文書を提出してもらいたいとの要望あり。  
なお、打合せの際、「本年4月25日、安倍昭恵総理夫人を現地に案内し、夫人からは『いい土地ですから、前に進めてください。』とのお言葉をいただいた。」との発言あり（森友学園籠池理事長と夫人が現地の前で並んで写っている写真を提示）。
- H26. 5. 7 森友学園から豊中市に提出する文書（承諾書）について、提示有。

## 相手方説明振り

平成 26 年 5 月〇日 相手方に、下記内容を伝達。

相手方伝達後、同様の内容を鴻池議員■■■■秘書に連絡する。

### 1. 相手方決定手続きについて

「本件取得等要望書については、平成 25 年 9 月 2 日に要望書を受理し、審査を続けてきましたが、未だ事業計画の実現性等において対外的な説明が可能な資料をいただけておりません。つきましては、4 月 28 日の打合せで、本年 7 月を目標として大阪府への小学校設置に係る計画書を提出すると伺いましたので、当局の審査をそこまではお待ちいたします。必ず期限までに、資金計画等の事業の実現可能性が説明できる資料を当局へ提出願います。

(更問)「7 月末までに計画書の提出が困難となった場合はどのようなのか。」

「貴学園が本年 7 月を目標として大阪府への小学校設置に係る計画書を提出すると伺いましたので、当局としましても、その前提で対応させていただくこととしたものですので、必ず期限までに大阪府へ計画書の提出がなされるよう対応願います。」

### 2. 豊中市への証明書の発行について

「当初、豊中市においては、開発行為等について、土地所有者が異議なく同意する旨の承諾書（工事施工を含む）の提出が必要としておりましたが、当局の手続きとしましては、国有財産地方審議会及び大阪府私学審議会の答申を得て初めて貸付契約の締結となり、その後、工事施工が可能となりますので、豊中市が求める工事施工までを承諾するような文書を現段階で当局から豊中市に提出することは難しいため、当局において、貴学園の要望にできる限り沿うよう、開発行為の事前相談・協議等の手続きのみを先行して進めることが可能となる文書の提出ができないか、豊中市と調整させていただきました。その結果、別添の文書であれば、当局から豊中市へ提出することが可能となりましたので、貴学園の了解がいただければ、当局から豊中市へ提出させていただきます。

なお、当局から当該文書を豊中市に提出する場合においても、本財産の処分相手方を貴学園に決定しているものではないことを申し添えます。」

(更問)「豊中市と開発行為に関する協議が整い次第、工事を施工することはできないか。」

「工事施工は、当局の手続き上、契約締結後となりますので、ご理解願います。

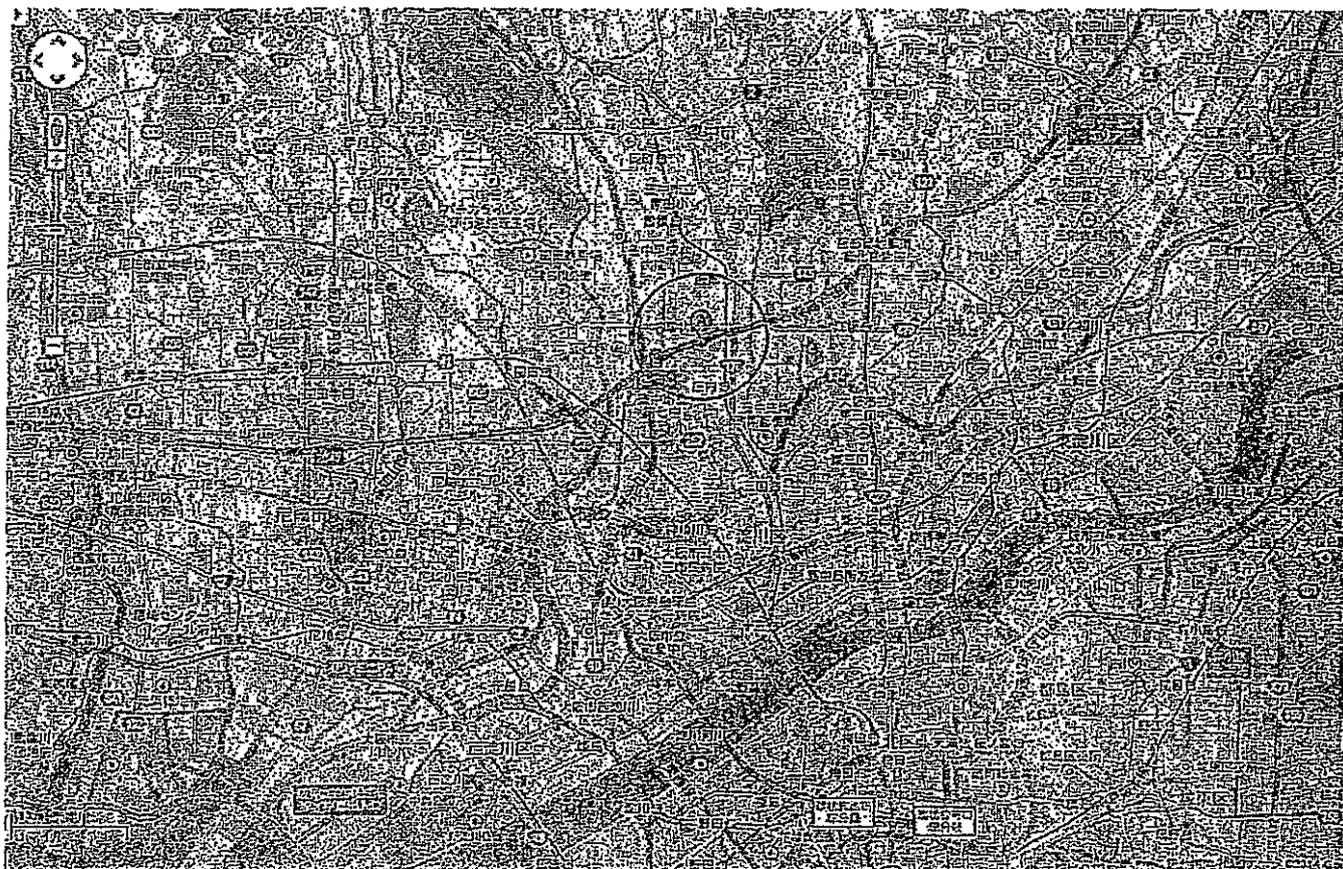
なお、早期に工事施工を実施する方法として、当局から大阪府に対して私学審議会開催時期の前倒しについて確認したところ、大阪府から前倒しは困難との回答を得ております。

つきましては、貴学園が早期工事施工を希望されるのであれば、大阪府にご相談願います。

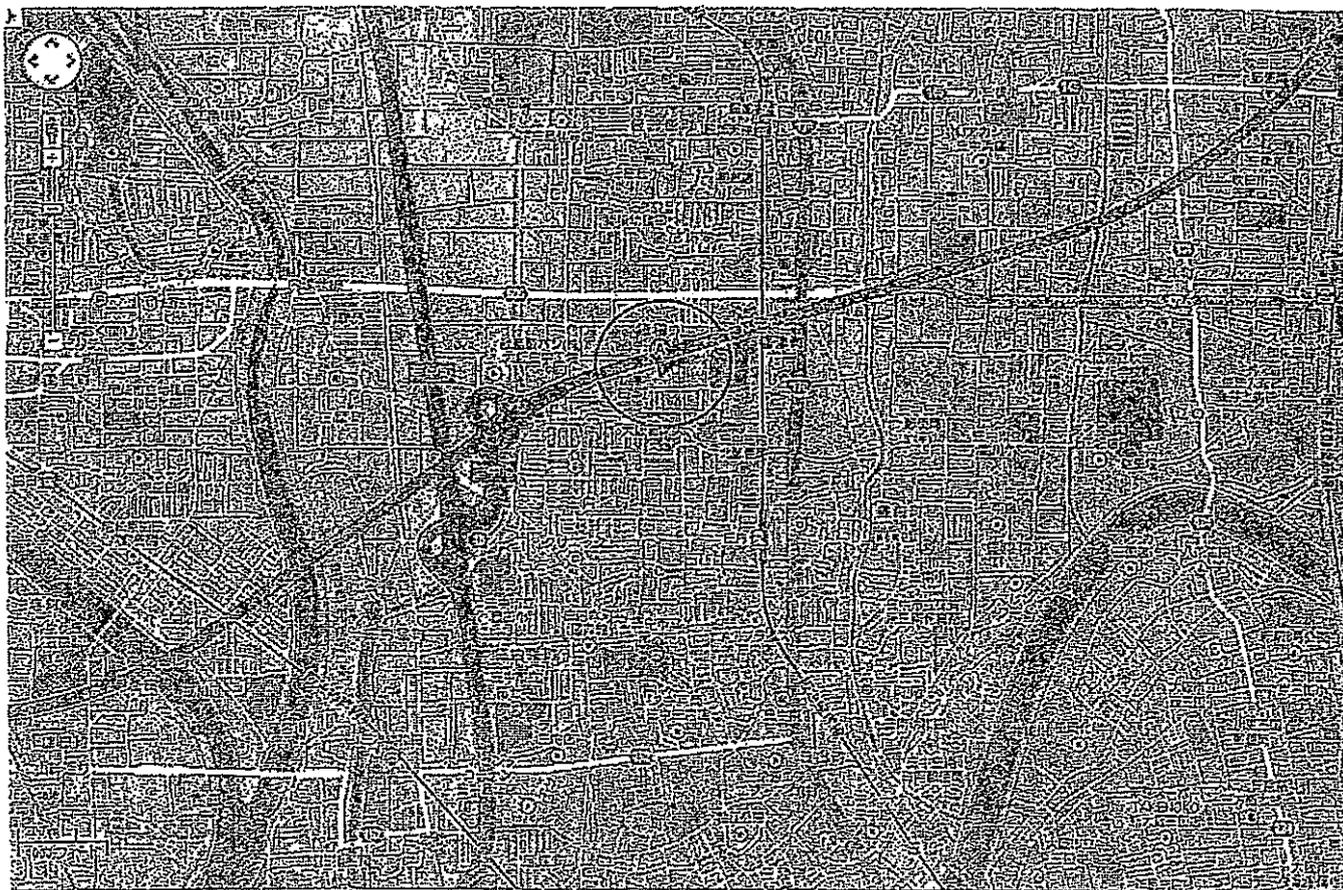
### 3. 売払いを前提とした貸付けについて

「売払いを前提とした貸付けについては協力させていただきたいと考えております。」

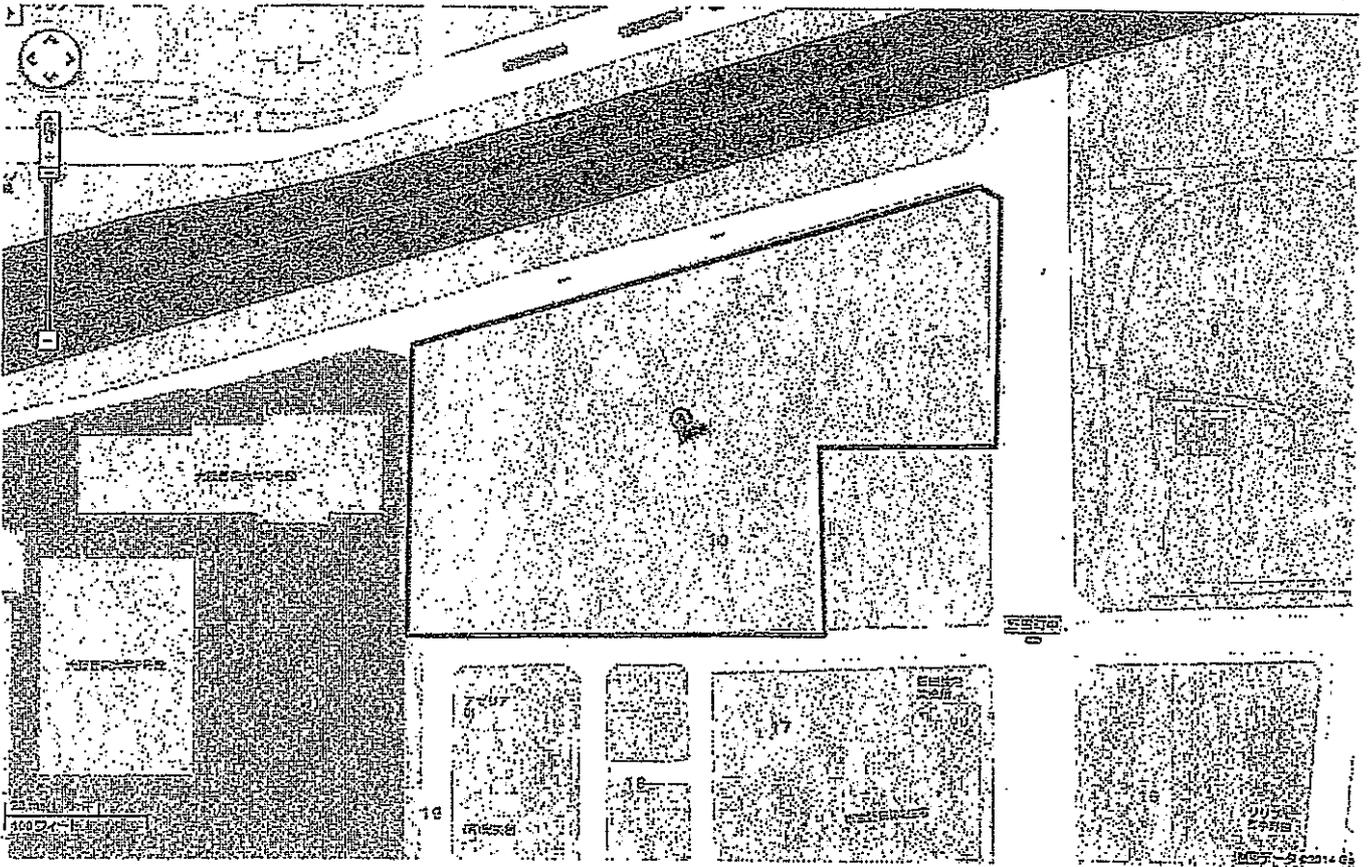
○広域図(大阪府豊中市野田町1501番)



○位置図(大阪府豊中市野田町1501番)



○案内図(大阪府豊中市野田町1501番)



○航空写真(大阪府豊中市野田町1501番)

